

# 出願資格

2025 年度 大学院入試 出願資格 (【2025 年秋入学】2025 年夏季実施分)

## 【博士課程前期課程】

### 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および 2025 年 9 月 19 日までに卒業見込みの者。(学校教育法第 102 条)(注 1)
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号)
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2025 年 9 月 19 日までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号)
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2025 年 9 月 19 日までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号)
5. 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および 2025 年 9 月 19 日までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号)
6. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2)
7. 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2025 年 9 月 19 日までに修了見込みの者。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号)
8. 旧制学校等を修了した者。(昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号)
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および 2025 年 9 月 19 日までに修了見込みの者。(昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号)
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2025 年 9 月 19 日までに満 22 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号)

(注 1) 出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

### 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
経営学 (MIB, MPMA)	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
異文化コミュニケーション	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した(または修得見込みの)者は、申請によりスコア提出を免除することがある。
社会デザイン 社会デザイン学専攻 公共・社会デザイン学コース(MSDA)	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。

# 出願資格

2025 年度 大学院入試 出願資格 (【2025 年秋入学】2025 年夏季実施分)

## 【博士課程後期課程】

### 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2025 年 9 月 19 日までに取得見込みの者。(学校教育法第 102 条第 1 項)
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 1 号)
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 2 号)
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 3 号)
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 4 号)
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第 156 条第 5 号)
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。(平成元年文部省告示第 118 号)
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2025 年 9 月 19 日までに満 24 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 156 条第 7 号)

### 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
異文化コミュニケーション	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した(または修得見込みの)者は、申請によりスコア提出を免除することがある。

# 出願資格

2026年度 大学院入試 出願資格（【2026年春入学】2025年夏季・秋季、2026年春季実施分）  
【博士課程前期課程】

## 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および2026年3月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第102条）（注1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および2026年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、および2026年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、および2026年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および2026年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および2026年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2026年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および2026年3月末までに修了見込みの者。（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2026年4月1日までに満22歳に達するもの。（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）

（注1）出願資格の1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

## 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
キリスト 教学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。 (1) 教育・福祉・宗教・国際協力・ボランティア・芸術文化、その他何らかの社会的実践活動を、出願時までには2年以上経験しており、2026年4月1日に満24歳以上の者。 (2) 学校・官公庁・団体・企業などで、出願時までには2年間以上の就業経験があり、2026年4月1日に満24歳以上の者。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。 (1) 日本国籍を有しない者。 (2) 外国の大学を卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者（日本の大学もあわせて卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者も含む）。
	ウィリアムズ コース	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、キリスト教関連の実務経験（教会教職者・チャプレン、聖書科・宗教科教員、オルガニスト・聖歌隊、キリスト教系NGO・NPOスタッフなど）を2年以上有すると、本研究科委員会が認めた者。

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年春入学】2025 年夏季・秋季、2026 年春季実施分)  
【博士課程前期課程】

研究科	入試区分	受験資格
文学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。 (1) 教育・福祉・宗教・国際協力・ボランティア・芸術文化、その他何らかの社会的実践活動を、出願時までには2年以上経験しており、2026年4月1日に満24歳以上の者。 (2) 学校・官公庁・団体・企業などで、出願時までには2年間以上の就業経験があり、2026年4月1日に満24歳以上の者。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。 (1) 日本国籍を有しない者。 (2) 外国の大学を卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者(日本の大学もあわせて卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者も含む)。
経済学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、2026年4月入学時までには2年以上の実務経験(個人営業も含めた企業等の組織で業務に従事した経験)を有すると本研究科委員会が認めた者。
	セカンドステージ	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、2026年4月入学時に満50歳以上の者。
	推薦 (夏季実施)	下記の(1)～(3)の条件をすべて満たす者。 (1) 学校教育法に基づく4年制大学に在学し、2026年3月末までに卒業見込みの者。または、専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを2026年3月末までに修了見込みの者。 (2) 2025年3月末時点で、専門教育科目修得単位のうち、100点満点換算で80点以上の評価を得た科目の修得単位数が38単位以上の者。 (3) 在学する学部の専任教員の推薦を受けている者。 ・ゼミナールに所属する者は、ゼミナール担当教員の推薦とする。 ・ゼミナールに所属しない者は、当該学部の専任教員の推薦とする。
推薦 (春季実施)	下記の(1)～(3)の条件をすべて満たす者。 (1) 立教大学に在学し、2026年3月末までに卒業見込みの者。 (2) 2025年9月末時点で、専門教育科目修得単位のうち、100点満点換算で80点以上の評価を得た科目の修得単位数が38単位以上の者。 (3) 在学する学部の専任教員の推薦を受けている者。 ・ゼミナールに所属する者は、ゼミナール担当教員の推薦とする。 ・ゼミナールに所属しない者は、当該学部の専任教員の推薦とする。	

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年春入学】2025 年夏季・秋季、2026 年春季実施分)  
【博士課程前期課程】

研究科	入試区分	受験資格	
理学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。	
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、以下の条件を満たす者には「社会人入学試験」の受験を認めることがある。 学部教育として志望する専攻と関連する系統の専門教育を受けた者で、出願時またはそれ以前に志望する専攻の学問分野に関連する職に2年以上勤務した経験のあるもの。	
	外国人 (化学専攻と生命理学専攻のみ)	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者(2026年3月末までに卒業見込みの者を含む)で、次のいずれかの条件を満たすもの。 (1) 日本語能力試験N1(旧試験1級)合格者。 (2) 日本留学試験(EJU)の成績が日本語能力試験N1(旧試験1級)と同等の成績と認められる者。	
社会学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。	
法学	アカデミック・コース	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
		社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。 (1) 大学卒業後、出願時までに通算3年以上の社会人経験を有する者。 (2) 入学時に官公庁、会社等に在職している見込みの者。
		外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。 (1) 日本国籍を有しない者。 (2) 外国の大学を卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者(日本の大学もあわせて卒業した者、および、2026年3月末日までに卒業見込みの者も含む)。
	プロフェッショナル・コース	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。 ※日本語を母語としない者は外国人区分で受験してください(但し、本学法学部を卒業または卒業見込みの者は、この限りではない)。 ※入学時に官公庁、会社等に在職している見込みの者は社会人区分で受験してください。
		社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。 ・日本語を母語とする者。 ・入学時に官公庁、会社等に在職している見込みの者。
		外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。 ・日本語を母語としない者。 ・日本語能力証明書を出願時に提出できる者。

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年春入学】2025 年夏季・秋季、2026 年春季実施分)  
【博士課程前期課程】

研究科		入試区分	受験資格
観光学		一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
		社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの職歴上の条件に該当する者。 (1) 大学を卒業し、かつ、大学卒業後から出願時まで同一の企業、官公庁および教育・研究機関等に 2 年以上常勤職員として勤務している者。 (2) 大学を卒業し、かつ、大学卒業後から出願時まで 3 年以上の職歴を有すると本研究科委員会が認めた者。
		外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、学校教育における 16 年の課程のうち 12 年以上を日本以外で修了した者 (2026 年 3 月末までに修了見込みの者を含む)。
コミュニティ福祉学		一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
		社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の職歴上の条件に該当する者。 官公庁・学校・企業などの団体で出願時まで 2 年以上の就業経験がある、もしくは、福祉・医療その他何らかの社会的実践活動を出願時まで 2 年以上経験していると本研究科が認めた者で、2026 年 4 月 1 日に満 24 歳以上のもの。
		外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者 (2026 年 3 月末までに卒業見込みの者を含む)。
経営学	経営学 (MB)	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、大学卒業後、出願時に学校・官公庁・団体・企業などで、常勤職員として 1 年以上の勤務経験を有する者。
		内部進学生	以下の (1)～(3) の条件をすべて満たす者。 (1) 2020 年度以降入学者で、2025 年 9 月または 2026 年 3 月に経営学部を卒業見込みの者。 (2) 経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程への進学を強く希望する者。 (3) 直近の通算 GPA が 2.7 以上の者。
	国際経営学 (MIB)	特別進学生	以下の (1)～(5) の条件をすべて満たす者。 (1) 2022 年度以降入学者で、2026 年 3 月に経営学部を卒業見込みの者。 (2) 2025 年度秋学期に、経営学研究科国際経営学専攻博士課程前期課程科目「BPC (Module1～6)」合計 10 単位の履修登録が可能となる見込みの者。 (3) 経営学研究科国際経営学専攻博士課程前期課程への進学を強く希望する者。 (4) 直近の通算 GPA が 2.7 以上の者。 (5) 学部間交流による派遣留学に 1 年間参加した者 (留学中の者を含む)、またはそれに準ずる経験を持つと認められた者。

# 出願資格

2026年度 大学院入試 出願資格（【2026年春入学】2025年夏季・秋季、2026年春季実施分）  
【博士課程前期課程】

研究科	入試区分	受験資格
現代心理学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。※
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件に該当する者。※ (1) 大学卒業後、出願時に同一の企業、官公庁、団体、教育・研究機関等で、1年以上常勤職員として勤務している者。 (2) 大学卒業後、出願時まで2年以上の職歴を有すると本研究科委員会が認めた者。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者（2026年3月末までに卒業見込みの者を含む）。※
	推薦	心理学専攻および臨床心理学専攻 次の(1)～(5)の条件をすべて満たす者。 (1) 立教大学現代心理学部心理学科に在籍し、2026年3月卒業見込みの者。 (2) 2024年度までに修得した専門科目のうち、SまたはA評価を受けた科目の単位が40単位以上あること。単位数に含めてよい科目は、立教大学現代心理学部心理学科開設の必修科目と選択科目（学部統合科目、学部コラボレーション科目、学科選択科目A・B・C・D）、そして自由科目の一部（「心理学実験実習2」、「心理学調査実習2」、「心理学原書講読（入門）」、「心理学英語文献講読演習1」、「心理学英語文献講読演習2」、「心理学英語表現演習1」、「心理学英語表現演習2」、「英語心理学研究法演習1」、「英語心理学研究法演習2」、「英語心理学特講」）とする。なお「心理学実験実習2」と「心理学調査実習2」については2021年度以前の入学者は自由科目、2022年度以降の入学者は必修科目として算入する。 (3) 2024年度までに、「心理学概論1」、「心理学概論2」、「心理学統計法1」、「心理学統計法2」、「心理学実験実習1」、「心理学調査実習1」、「心理学文献講読1」、「心理学文献講読2」、「心理学演習1」、「心理学演習2」の単位がすべて修得されているか、または認定されていること。 (4) ①【心理学専攻志願者】 「心理学統計法1」、「心理学統計法2」、「心理学実験実習1」、「心理学調査実習1」、「心理学文献講読1」、「心理学文献講読2」、「心理学演習1」、「心理学演習2」の8科目の評価がすべてB以上であり、かつ、そのうち4科目以上がSまたはAであること。 ②【臨床心理学専攻志願者】 「心理学統計法1」、「心理学統計法2」、「心理学実験実習1」、「心理学調査実習1」、「心理学文献講読1」、「心理学文献講読2」、「心理学演習1」、「心理学演習2」の8科目の評価および「心理学研究法1」、「心理学研究法2」、「心理学研究法3」、「心理学研究法4」の4科目のうち2科目、をあわせて10科目の評価がすべてB以上であり、そのうち5科目以上がSまたはAであること。 (5) 立教大学現代心理学部心理学科、立教大学大学院現代心理学研究科心理学専攻または臨床心理学専攻の専任教員から推薦を受けていること、または特別進学生として認められていること。なお、推薦者は、原則として3年次に履修した「心理学演習1」「心理学演習2」、4年次に履修した「卒業論文指導演習1」の担当教員のうち1名とする。  映像身体学専攻 次の(1)～(5)の条件をすべて満たす者。 (1) 立教大学現代心理学部映像身体学科に在籍し、2026年3月卒業見込みの者。 (2) 立教大学現代心理学部映像身体学科に在籍し、「卒業論文・卒業制作」の単位を修得している者、または2025年度に修得見込みの者。 (3) 2024年度までに修得した専門科目のうち、SまたはA評価を受けた科目の単位が40単位以上であること。単位数に含めてよい科目は、立教大学現代心理学部映像身体学科開設の必修科目と選択科目（学部統合科目、学部コラボレーション科目、学科選択科目A・B・C・D）とする。 (4) 2024年度までに、「映像身体学入門1」、「映像身体学入門2」、「入門演習1」、「入門演習2」の単位がすべて修得されているか、または認定されていること。 (5) 立教大学現代心理学部映像身体学科の専任教員から推薦を受けていること。なお、推薦者は、原則として3年次に履修した「専門演習」の担当教員とする。

※いずれの入試区分においても、映像身体学専攻（制作系）の志望者で、日本語を母語とせず、日本の大学を卒業していない者（あるいは、日本の大学院を修了していない者）は、日本語能力試験N1に合格し、「認定結果及び成績に関する証明書」の提出が必要となる。なお、N1受験の年月日は問わない。

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年春入学】2025 年夏季・秋季、2026 年春季実施分)  
【博士課程前期課程】

研究科	入試区分	受験資格
異文化 コミュニケーション	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した（または修得見込みの）者は、申請によりスコア提出を免除することがある。
	特別進学生 (夏季実施)	以下の 1～4 の条件をすべて満たす者。 1. 異文化コミュニケーション学部 5 年一貫プログラム生で、2026 年 3 月に異文化コミュニケーション学部を卒業見込みの者。 2. 2026 年 3 月末までに、異文化コミュニケーション研究科博士課程前期科目を 10 単位以上修得見込みの者。 3. 異文化コミュニケーション研究科への進学を強く希望する者。 4. 英語以外が母語である者については、TOEFL iBT または IELTS を受験し、スコアを提出できる者。
スポーツ ウェルネス学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の職歴上の条件に該当する者。 官公庁・学校・企業などの団体で出願時までに 2 年以上の就業経験がある、もしくは、福祉・医療その他何らかの社会的実践活動を出願時までに 2 年以上経験していると本研究科が認めた者で、2026 年 4 月 1 日に満 24 歳以上のもの。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者（2026 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む）。
ビジネス デザイン	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。 1. 日本語を母語とする者。 2. 出願時に日本において企業の代表取締役など経営者の職に就く者（雇用保険の被保険者とならない者）。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の 2 つの条件を満たす者。 1. 入学時までに 2 年以上の実務経験を有する者。 2. 出願時に日本において企業等の組織で現職に就く者（ただし、企業の代表取締役など経営者の職に就く者を除く）。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本語を母語としない者。
社会デザイン	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	指定法人 推薦	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の条件を全て満たす者。 1. 本研究科が指定した法人で勤務しており、本研究科修了後も当該法人で勤務する見込みの者。 2. 所属している法人に本学で学んだことを還元する強い意欲をもつ者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の 1. または 2. のいずれかを満たす者。 1. 教育・福祉・宗教・国際協力・芸術文化・環境保全・まちづくり、その他何らかの社会的実践活動を 2026 年 3 月末までに 1 年以上経験している者。 2. 学校・官公庁・団体・企業などで、2026 年 3 月末までに 1 年以上の就業経験がある者。

# 出願資格

2026年度 大学院入試 出願資格（【2026年春入学】2025年夏季・秋季、2026年春季実施分）  
【博士課程前期課程】

研究科	入試区分	受験資格
人工知能 科学	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の条件を全て満たす者。 1. 入学時に2年以上の社会経験を有する者。 2. 民間企業や行政機関、公益法人等において実務経験があり、人工知能の社会実装に強い関心を持つ者。
	指定企業 推薦	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、次の条件を全て満たす者。 1. 本研究科が指定した企業で勤務しており、本研究科修了後も当該企業で勤務する見込みの者。 2. 所属している企業に本学で学んだことを還元する強い意欲をもつ者。
	自己推薦	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ人工知能あるいはデータサイエンスへの強い関心及び数理学・情報科学の素養を持ち、国際的に活躍する意欲があること。具体的には、次の（1）または（2）、あるいは両方の実績を持つこと。 （1）在学中の優秀な成績や特に優れた研究成果。 （2）国内外で開催された各種コンテスト（科学オリンピック等）への入賞、商用レベルのアプリケーションやシステムの開発経験、著名学術雑誌での論文発表等。 なお、学術活動に限定しない国際活動、社会貢献活動、文化・スポーツ活動等についても、志願者が主導的な役割を果たした場合は総合的に考慮する。

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年春入学】2025 年夏季・秋季、2026 年春季実施分)  
【博士課程後期課程】

## 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2026 年 3 月末までに取得見込みの者。(学校教育法第 102 条第 1 項)
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 1 号)
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 2 号)
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 3 号)
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 4 号)
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第 156 条第 5 号)
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者。(平成元年文部省告示第 118 号)
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2026 年 4 月 1 日までに満 24 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 156 条第 7 号)

## 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
キリスト教	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
文学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
経済学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
理学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
社会学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
法学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
	外国人	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、外国の大学を卒業した者(日本の大学もあわせて卒業した者も含む。大学院修士課程または博士課程前期課程については国を問わない)。
観光学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
	外国人	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、学校教育における 16 年の課程のうち 12 年以上を日本以外で修了した者。
コミュニティ福祉学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
経営学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。

# 出願資格

2026年度 大学院入試 出願資格（【2026年春入学】2025年夏季・秋季、2026年春季実施分）  
【博士課程後期課程】

研究科	入試区分	受験資格
現代心理学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
異文化 コミュニケーション	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBTまたはIELTSのスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した（または修得見込みの）者は、申請によりスコア提出を免除することがある。
スポーツウエルネス学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
ビジネス デザイン	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
	社会人	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、かつ、2026年3月末までに2年以上の実務経験（個人営業も含めた企業等の組織で業務に従事する経験）をもつ者。
社会デザイン	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
人工知能 科学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。

# 出願資格

2026年度 大学院入試 出願資格（【2026年秋入学】2026年春季実施）

## 【博士課程前期課程】

### 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および2026年9月19日までに卒業見込みの者。（学校教育法第102条）（注1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および2026年9月19日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、および2026年9月19日までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、および2026年9月19日までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および2026年9月19日までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および2026年9月19日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2026年9月19日までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および2026年9月19日までに修了見込みの者。（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2026年9月20日までに満22歳に達するもの。（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）

（注1）出願資格の1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

### 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
異文化 コミュニケーション	一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した（または修得見込みの）者は、申請によりスコア提出を免除することがある。
	特別 進学生	以下の1～4の条件をすべて満たす者。 1. 異文化コミュニケーション学部5年一貫プログラム生で、2026年9月に異文化コミュニケーション学部を卒業見込みの者。 2. 2026年9月末までに、異文化コミュニケーション研究科博士課程前期科目を10単位以上修得見込みの者。 3. 異文化コミュニケーション研究科への進学を強く希望する者。 4. 英語以外が母語である者については、TOEFL iBT または IELTS を受験し、スコアを提出できる者。

# 出願資格

2026 年度 大学院入試 出願資格 (【2026 年秋入学】2026 年春季実施)

## 【博士課程後期課程】

### 出願資格

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2026 年 9 月 19 日までに取得見込みの者。(学校教育法第 102 条第 1 項)
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 1 号)
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 2 号)
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 3 号)
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。(学校教育法施行規則第 156 条第 4 号)
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第 156 条第 5 号)
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。(平成元年文部省告示第 118 号)
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2026 年 9 月 20 日までに満 24 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 156 条第 7 号)

### 研究科入試区分ごとの受験資格

研究科	入試区分	受験資格
経営学	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。
異文化 コミュニケーション	一般	博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。 ※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を修得した (または修得見込みの) 者は、申請によりスコア提出を免除することがある。